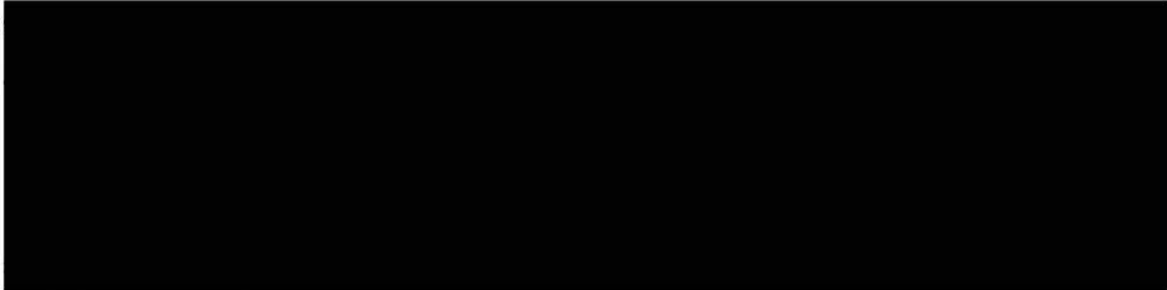


意見に対する事業者回答の送付について

浜松市 産業廃棄物対策課

2018/12/11 (火) 18:30

BCC:



2 件の添付ファイル (4 MB)

専門的知識を有する者からの質問、意見に対する回答.pdf; 通知 (案) .doc;

浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員 様

日頃、大変お世話になっております。

設置許可申請書に係るもの並びに意見聴取会における調整委員の皆様からのご意見につきまして、事業者からの回答を得ましたのでご確認いただきますようお願い申し上げます。

現在、廃棄物処理施設の設置許可申請の審査におきましては、技術上及び維持管理における基準を満たしているものと判断しているところでございますが、調整委員の皆様のご意見を踏まえ、別添「事業の実施にあたり留意すべき事項について (通知)」として、設置許可と同時に行政指導通知として発出していく予定でございます。

つきましては、別添通知の内容についてご確認いただき、ご指摘などがある場合におきましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、12月17日 (月) までに本メールへのご返信にてその旨お知らせいただきますようお願い申し上げます。

なお、返信期日までにお返事いただけない場合におきましては、ご了承いただいたものとして、今後の許可処分の手続きについて進めさせて頂きたく存じますので、大変恐縮ではございますが何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本市では情報セキュリティ強化のため、メールの添付ファイルは暗号化してお届けしています。

パスワードは別途ご案内いたします。

浜松市 環境部 産業廃棄物対策課

許可審査グループ 長崎光裕

住所：浜松市中区鴨江三丁目1番10号

TEL：053-453-6190

FAX：053-453-6001

E-mail：sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(案)

浜 環 産 第 号
平成 年 月 日

株式会社ミダック

代表取締役 様

浜松市長 鈴木 康友

事業の実施にあたり留意すべき事項について（通知）

平成29年9月27日付けで受け付けた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書について、平成 年 月 日に許可処分をしました。つきまして、産業廃棄物処理施設設置許可申請書に記載された計画を遵守することに加え、下記事項について十分留意して事業を実施してください。

記

【施工管理の徹底】

平成30年7月に生じた土砂崩落箇所並びに、その周囲における土砂崩落対策を講じる必要性のある範囲については、今後、その範囲を施工する者から貴社に提示される施工計画書において、将来的に同様な崩落を生じさせないよう、貴社が必要とする計画に基づき確認を行ってください。

施設設置工事の施工に際し、構造等の変更に係ることのほか、設置計画と異なる状況が生じた場合には必ず報告してください。

工事中においては周辺環境や交通障害へ十分配慮するとともに、周辺住民に対しては事前に情報提供を行い、円滑な工事の施工に努めてください。

【地域との良好な関係構築】

周辺地域への不安を払拭するには、情報の公開に加え事業者の積極的な地域への関与が重要です。地域活動への積極的な参加や、条例手続きでは叶わなかった環境保全協定の将来的な締結など周辺住民との良好な関係構築に努めてください。

施設の運営に当たっては、積極的に周辺住民等に対して情報を提供するなど、施設の設置及び維持管理に関する情報の透明性の確保を心がけてください。

周辺環境のモニタリングについては、施設の維持管理に関する計画に基づき、結果を積極的に公表することで周辺住民の不安の払拭につながるものと考えます。なお、PM2.5といった近年関心の高い項目について法に基づく測定義務はありませんが、粉じん測定の指標の一部として積極的にモニタリングし、結果を公表することが望ましいです。

浜松市環境部産業廃棄物対策課 許可審査グループ

TEL 053-453-6190

FAX 053-453-6001

E-mail:sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

RE: 意見に対する事業者回答の送付について

Y Kamaya

2018/12/17 (月) 9:08

宛先: 浜松市 産業廃棄物対策課 <sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp>;

浜松市環境部
長崎 様

静岡大学の釜谷です。返事が遅くなりまして申し訳ありません。
事業者側の回答は、特に具体的な動きはありませんが、通知に記載の留意すべき事項にあります通り問われれば答えるというのではなく、積極的に取り組んでいただきたいと思います。
たとえば、不定期でも連絡会的なアプローチを企画し、そもそも何がどのように行われているのか、技術的な説明会を含めて、事業者の社会的存在としての基本姿勢を示していただきたいと思います。
どうぞ、宜しくお願いします。

From: 浜松市 産業廃棄物対策課 [mailto:sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp]
Sent: Tuesday, December 11, 2018 6:30 PM
To: undisclosed-recipients:
Subject: 意見に対する事業者回答の送付について

浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員 様

日頃、大変お世話になっております。

設置許可申請書に係るもの並びに意見聴取会における調整委員の皆様からのご意見につきまして、事業者からの回答を得ましたのでご確認いただきますようお願い申し上げます。

現在、廃棄物処理施設の設置許可申請の審査におきましては、技術上及び維持管理における基準を満たしているものと判断しているところですが、調整委員の皆様のご意見を踏まえ、別添「事業の実施にあたり留意すべき事項について（通知）」として、設置許可と同時に行政指導通知として発・付「靴討いw)€ユ予定でございます。

つきましては、別添通知の内容についてご確認いただき、ご指摘などがある場合におきましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、12月17日（月）までに本メールへのご返信にてその旨お知らせいただきますようお願い申し上げます。

なお、返信期日までにお返事いただけない場合におきましては、ご了承いただいたものとして、今後の許可処分の手続きについて進めさせて頂きたく存じますので、大変恐縮ではございますが何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当市では情報セキュリティ強化のため、メールの添付ファイルは暗号化してお届けしています。

パスワードは別途ご案内いたします。

浜松市 環境部 産業廃棄物対策課

許可審査グループ 長崎光裕

住所: 浜松市中区鴨江三丁目1番10号

TEL: 053-453-6190

FAX: 053-453-6001

E-mail: sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

Re: 意見に対する事業者回答の送付について

S. Tsuchiya [REDACTED]

2018/12/12 (水) 9:42

宛先: 浜松市 産業廃棄物対策課 <sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp>;

1 件の添付ファイル (35 KB)

通知 (案) .doc;

土屋です。

「通知 (案)」については、修正された方がベターと思われる箇所があります。

添付文書の修正箇所を判断いただければと思います。

On 2018/12/11 18:29, 浜松市 産業廃棄物対策課 wrote:

浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員 様

日頃、大変お世話になっております。

設置許可申請書に係るもの並びに意見聴取会における調整委員の皆様からのご意見につきまして、事業者からの回答を得ましたのでご確認いただきますようお願い申し上げます。

現在、廃棄物処理施設の設置許可申請の審査におきましては、技術上及び維持管理における基準を満たしているものと判断しているところでございますが、調整委員の皆様のご意見を踏まえ、別添「事業の実施にあたり留意すべき事項について (通知)」として、設置許可と同時に行政指導通知として発

◆◆\$7\$F\$\$\$ /M=Dj\$G\$4\$6\$\$\$~\$9!#

つきましては、別添通知の内容についてご確認いただき、ご指摘などがある場合におきましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、12月17日 (月) までに本メールへのご返信にてその旨お知らせいただきますようお願い申し上げます。

なお、返信期日までにお返事いただけない場合におきましては、ご了承いただいたものとして、今後の許可処分の手続きについて進めさせて頂きたく存じますので、大変恐縮ではございますが何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当市では情報セキュリティ強化のため、メールの添付ファイルは暗号化してお届けしています。
パスワードは別途ご案内いたします。

浜松市 環境部 産業廃棄物対策課
許可審査グループ 長崎光裕
住所：浜松市中区鴨江三丁目1番10号
TEL：053-453-6190
FAX：053-453-6001
E-mail：sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

--
土屋 智

Tel: [REDACTED]

Mail: [REDACTED]

浜 環 産 第 号
平成 年 月 日

株式会社ミダック
代表取締役 様

浜松市長 鈴木 康友

事業の実施にあたり留意すべき事項について（通知）

平成29年9月27日付けで受け付けた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書について、平成 年 月 日に許可処分をしました。つきまして、産業廃棄物処理施設設置許可申請書に記載された計画を遵守することに加え、下記事項について十分留意して事業を実施してください。

記

【施工管理の徹底】

平成30年7月に生じた土砂崩落箇所並びに、その周辺における土砂崩落対策を講じる必要性のある範囲については、今後、その範囲を施工する者から貴社に提示される施工計画書において、将来的に同様な崩落を生じさせないよう、貴社が必要とする計画に基づき確認を行ってください。

施設設置工事の施工に際し、構造等の変更に係ることのほか、設置計画と異なる状況が生じた場合には必ず報告してください。

工事中においては周辺環境や交通障害へ十分配慮するとともに、周辺住民に対しては事前に情報提供を行い、円滑な工事の施工に努めてください。

【地域との良好な関係構築】

周辺地域への不安を払拭するには、情報の公開に加え事業者の積極的な地域への関与が重要です。地域活動への積極的な参加や、条例手続きでは叶わなかった環境保全協定の将来的な締結など周辺住民との良好な関係構築に努めてください。

施設の運営に当たっては、積極的に周辺住民等に対して情報を提供するなど、施設の設置及び維持管理に関する情報の透明性の確保を心がけてください。

周辺環境のモニタリングについては、施設の維持管理に関する計画に基づき、結果を積極的に公表することで周辺住民の不安の払拭につながるものと考えます。なお、PM2.5といった近年関心の高い項目について法に基づく測定義務はありませんが、粉じん測定の指標の一部として積極的にモニタリングし、結果を公表することが望ましいです。

コメントの追加 [11] 土砂崩落箇所とその周辺、並びに

浜松市環境部産業廃棄物対策課 許可審査グループ
TEL 053-453-6190
FAX 053-453-6001
E-mail: sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp